

4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

「6 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見並びにこれらについての事業者の見解」に示すとおりである。

5 事業段階関係地域等

東京都環境影響評価条例第 49 条第 1 項の規定により知事が定めた事業段階関係地域（令和 2 年 9 月 17 日決定）は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 事業段階関係地域の区町名

特別区及び市町村の名称	町 名
北区	志茂一丁目、志茂二丁目、志茂三丁目、志茂四丁目、志茂五丁目、神谷一丁目、神谷二丁目、神谷三丁目、岩淵町、赤羽一丁目、赤羽二丁目、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、赤羽西一丁目、赤羽西二丁目、赤羽西三丁目、東十条三丁目、東十条四丁目、東十条五丁目、東十条六丁目、中十条四丁目、十条仲原四丁目、王子五丁目及び豊島八丁目の区域
足立区	新田一丁目、新田二丁目及び新田三丁目の区域

また、本事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域の範囲は、図 5-1 に示すとおりで、大気汚染推定範囲（半径 1.1km）とした。当該地域の近隣縣市を管轄する市の名称及び町名は、表 5-2 に示すとおりである。

表 5-2 当該地域の近隣縣市の市町名

県市の名称	町 名
埼玉県川口市	河原町の区域